

四、當面の闘争問題

黨の地方組織は以上の方針に則り、次の緊急問題を取あげ、既成地方議會を吾等の運動の波瀾の中に捲き込んでその眞面目を大衆に徹底させなければならぬ。

- (イ) 帝國主義的費日の徹底的削減をなすこと
- (ロ) 大地主、資本家に重課して租税の減免延納を戦ひとすること。
- (ハ) 失業反對闘争、農村窮乏打破闘争の波瀾を地方議會内に投げ込むこと
- (ニ) 獨占資本の獨占價格に對する闘争を議會の問題たらしめる積極的活動を開始、生活防衛闘争のリトマス試験紙を既成地方議會に挿入してその階級性を暴露すること。

第七號 府縣會議員選舉對策の件

主 文

昭和六年九月廿五日卅九府縣に於て全國的（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、島根、佐賀、沖縄を除く）におこなはれる府會議員總選舉に對して、わが黨は全勢力を動員して選舉闘争を展開す。

- 一、**選挙運動の準備せしめる。**
- 二、**議會直後、中央執行委員會をして本部に府縣會議員選舉特別委員會を設置せしめる。**
- 三、**特別委員會は、府縣令に對する一般的政策、闘争スローガン——黨大會によつて議決された諸議案並に各府縣聯合會の政策を基礎として作製しなければならぬ——並に具體的な選舉對策を確立し選舉闘争の指導、統制をなす**
- 四、**選舉闘争の第一期戦の開始期に向つて、黨のあらゆる日常闘争を集中せしむ可く、第一期戦に到る期間、日常闘争を注意深く選舉準備と結びつけることが必要である**
- 五、**府縣聯合會に於ては本部特別委員會との協力ののもとに、選舉闘争資金を可及的に積立てる。**
- 六、**候補者嚴選の基準は（一）黨員たることを要す（二）原則として相當の闘争經歷を要す、（三）嚴選主義によることを要す。候補者公認の手續は選舉區内の支部又は支部協議會、及び府縣聯合會にて決定し（一）候補者の氏名、年齢、職業、住所、闘争經歷（二）人選に至るまでの黨機關に於ける経過並に各意見の書類を採りそつて特別委員會に公認の手續をとる。**

理 由

府縣會議員總選舉戦は、一般大衆の政治的關心と興味が最高潮にたかめられるときである。我黨は、果敢、効果的に選舉闘争を戦ひ抜き、ブルジョア政治勢力と無産階級政治勢力との全土的な分野と對立を直截、明確ならしめんとするものである。

特に資本主義恐慌——農村恐慌を随伴せる——のまつたなかにあつて、無産大衆の不平、不満は爆発點に押し上げられ、無産市民、農民の多数は、プロレタリアート、貧民に轉落しつ、階級分化は激成され、しかもブルジョア政治の支配は巧妙なる偽善政策によつて無産大衆をあさむかんとしてゐる。

かゝるとき選舉闘争によつて、無産大衆をブルジョア政治の支配と影響より切り離すと共に、未組織大衆を我黨の階級的政治戦線に動員、組織しなければならぬ。

實行方法

- 一、昭和五年の最終府縣會に對する我黨の地方議會闘争の集結點として地方政治に對する要求——府縣並に市に於ける失業救、濟地方稅減免の諸要求、知事、市長公選其他、電燈、電氣等の獨占産業に對する件等——を、我黨
- 二、**選舉闘争は第一期（選舉前）、第二期（選舉運動）、第三期（選舉批判及び組織）に區別する、第一期闘争の時期は特別委員會に於て決定する。**
- 三、**東京其他の選舉のおこなはれない府縣並に候補者をあひない地方に於ける選舉闘争に對する對策は本部特別委員會に於て指令する**

第八號 大衆動員組織に關する件

主 文

- 一、**大衆運動の必然的發展を科學的計畫的たらしむるために大衆動員に關し、大要左の如き組織の確立を期す。**
- 二、**本組織は中央執行委員會の統制の下に書記長に直屬す**
- 三、**本部並に支部及支部に動員責任者、二名乃至四名を選任す。**
- 四、**動員責任者は動員に關する連絡、統制庶務等の任務を分擔を當す。**
- 五、**動員責任者中二名は必ず當該各機關の常任たるべきこと。**
- 六、**動員組織は各支部を單位として、支部所在各地域の工場、農村等を中心に動員隊を組織す。**